

評価基準表

	評 価 内 容	評価点	加重点	配点
基本事項	○本市の調達目的が理解され、具体的な業務提案ができているか。	5	1	25
	○個人情報の保護に係る社内のコンプライアンスが確立され、安心して委託することができると判断できるものか。	5		
	○個人情報の保護に対する措置内容（社員による情報漏洩防止策、サイバーセキュリティ対策等）が具体的に示されているか。	5		
	○従事職員のワークライフバランス・安全衛生に関する取組が行われているか。	5		
	○SDGsをはじめとする社会課題に対して社内の取組が行われているか。	5		
業務体制・ 業務計画	○円滑に業務を遂行するための組織・人員の体制が提案されているか。	5	2	50
	○準備から完了までの現実的なスケジュールが提案されているか。	5		
	○本市との連絡体制は明確か。また、相談・協議等の要求を行った際に迅速な対応が可能か。	5		
	○業務を確実に執行できる社内のバックアップ体制が整備されているか。	5		
	○各工程を行う具体的な時期を示した計画が提案されているか。	5		
実施方法	○本業務にあたる技術者が京都市固定資産評価要綱及び評価要領を十分に理解し、業務に当たれるよう工夫されているか。	5	3	75
	○固定資産税に関するコンサルティングの実績が豊富にあるか。	5		
	○各技術者が標準宅地の現地調査を行い、標準宅地及び主要な街路の適切な見直しが行われる提案になっているか。	5		
	○各技術者が課税支援システム及び路線価評価システムにおいて、適切なデータ作成が行われる提案になっているか。	5		
	○追加路線等データ検証作業において、適切な路線価単価の設定（調整格差率等の設定）が行われる提案がされているか。	5		
契約状況	○他の契約と履行時期が重複したとしても、本市との契約の履行に障害が生じることはないか。	5	2	10
価格	○委託金額の上限以内の見積価格になっているか。	5	4	20
合 計				180

評価方法

- ・ 最低制限の評価点は 90 点とする。最低制限評価点を上回った者とのみ契約を締結するものとする。
- ・ 評価項目の審査に当たっては、原則として 5 段階で評価し、各項目の「評価点」として付与します。
- ・ 各項目の配点は、項目ごとの「評価点」に「加重点」を乗じて算出するものとします。

○基本事項、業務体制・業務計画、課題設定及び解決方法の採点

- ・ 「秀でている」 5 点

提案内容が要件を満たしており、現実的かつ効果的、理想的な評価に値する要素が多岐におよび極めて優れている場合

- ・ 「優れている」 4 点

提案内容が要件を満たしており、現実的かつ効果的、理想的な評価に値する要素がある場合

- ・ 「やや優れている」 3 点

提案内容が要件を満たしており、現実的な評価に値する要素がある場合

- ・ 「普通である」 2 点

提案内容が要件を満たしているが、それ以上の加点要素がない場合

- ・ 「本市の要求する内容がないまたは劣っている」 0 点

提案内容が要件を満たしていない又は加重点を付与するのに値しない場合

なお、提案内容が要件を満たしていない又は評価点を付与するに値しないと判断した場合についても、その満たしていない内容を考慮し、各委員において、評価点を 1 点付与できるものとします。

○契約状況の採点

他の契約と履行時期の重複及び他の契約と履行時期が重複したとしても、本市との契約の履行に障害が生じることないよう工夫されているかにより、「評価点」を付与します。

- ・ 他の契約と履行時期の重複なし : 5 点
- ・ 他の契約と履行時期の重複あり、工夫あり : 3 点
- ・ 他の契約と履行時期の重複あり、工夫なし : 0 点

○価格の採点

見積価格を委託金額の上限で除した数値（小数点以下第 3 位切捨て）が以下の項目に該当しているかにより、「評価点」を付与します。

- ・ 「秀でている」 5 点

見積価格が委託金額の上限の 90 %未満の提案で、業務の円滑な運営が期待できる場合

- ・ 「優れている」 4 点

見積価格が委託金額の上限の 90 %以上 95 %未満の提案で、業務の円滑な運営が期待できる場合

- ・ 「やや優れている」 3 点

見積価格が委託金額の上限の 95 %以上 99 %未満の提案で、業務の円滑な運営が期待できる場合

- ・ 「普通である」 2 点

見積価格が委託金額の上限以内の提案で、業務の円滑な運営が期待できる場合

- ・ 「本市の要求する内容がないまたは劣っている」 0 点

提案内容が要件を満たしていない場合

集計方法

- ・ 最終的な各項目の点数は、各委員が採点した項目ごとの合計点数を委員の数で除した点数（平均点）とします。（合計 180 点満点）
- ・ 極端な意思をもって採点されていたことが判明した場合は、すべての委員と協議し、各項目の最高と最低の点数を不採用とする場合があるものとします。
- ・ 基準点及び加算点の趣旨を理解せずに採点されていたことが判明した場合は、すべての委員と協議し、当該委員の採点を不採用とする又は採点のやり直しを求める場合があるものとします。